

令和7年度事業報告書

今年度の「表現の自由に関する啓発事業」（定款に定める特定非営利活動に係る事業）として、不特定多数の受益者を想定した次の事業を実施した。

① いわゆる「金融的検閲」の問題への対応

クレジットカード会社が、特定の題材の電子書籍等について書店に取扱いをしないように求めている問題（いわゆる「金融的検閲」）について引き続き取材をし、国際マンガ・アニメ・ゲーム祭のプログラムでの報告（11月12日公開）や、出版関係者への情報提供を行った。

② 「不健全図書」「有害図書」指定の行政手続上の問題についての提起

地方自治体が青少年健全育成条例に基づいて「不健全図書」「有害図書」の指定を行う際に、著者や出版者に反論の機会がないことの問題について、地方議員や出版関係者との意見交換の機会等をセッティングし、行政法上の適正な手続を受ける権利が保障されるための施策についての議論を促した。

③ 国連サイバー犯罪条約について勉強会の開催

作家グループからの要請を受けて、著者、各出版社の編集者、政策担当者等を対象に、国連サイバー犯罪条約についての勉強会（7月1日）を開催した。特に小説家のグループから、条約によって児童ポルノ／CSAMの定義が文章にも拡大される可能性についての懸念が示され、そうした点について弁護士の堀新さんに解説をしてもらった。

④ ストリップクラブの取締りの状況についてのウェビナーの開催

ストリップクラブの訴追や営業停止の状況についてライターの池田智恵さんを招いて勉強会（8月3日）を開催した。

⑤ 青少年のスマートフォンやSNSの利用の規制に関する集会の開催

世界的にインターネット利用をめぐる青少年保護の強化があり、日本でも地方と国で青少年のスマートフォンやSNSの利用を規制するべきか否かの議論が具体化してきた。愛知県豊明市で条例が提出されたことから、名古屋で集会（9月7日）を開催して、科学的根拠のある政策の進め方について検討を行った。

⑥ 情報流通プラットフォーム対処法についてのウェビナーの開催

令和7年4月1日に施行された情報流通プラットフォーム対処法について、情報法学者の水谷瑛嗣郎さんを招いて、コンテンツ投稿者の立場から考える趣旨の解説講演会（2月21日）を開催した。

令和6年度の特定非営利活動に係る事業には、理事とボランティアの合計5名が従事し、支出の合計は4,325,233円であった。